

がん検診未受診者受診勧奨業務仕様書

1. 業務名

がん検診未受診者受診勧奨業務委託

2. 業務目的

対象者の特性に合わせた受診勧奨通知を送付し、がん検診の受診を促すことで、健康の保持増進や疾病予防を図ることを目的とする。

3. 履行期間

令和8年8月3日から令和8年11月30日

4. 業務内容

(1) がん検診受診勧奨資材作成業務

ア. 下記仕様のとおり、年齢、性別等への個々の状況に応じた内容の受診勧奨資材（イラスト及びデザイン含む）の作成を行うこと。なお、ナッジ理論等を活用するなど、勧奨効果の高い資材案を作成すること。

また、校正においては、必要に応じて、指示に基づき提供された資料によりグラフ作成等を行うこと。

①サイズ：はがきサイズ（Z圧着）

②印字使用：カラー

内容については、海南市の指示にしたがって作成することとする。

③数量

	品名	数量（部） ※推定数	予備
1	乳がん検診未受診者受診勧奨はがき（40歳～74歳）	500	10
2	子宮頸がん検診未受診者受診勧奨はがき（20歳～74歳）	4,500	10
3	乳がん及び子宮頸がん未受診者受診勧奨はがき（40歳～74歳）	10,000	10

※対象者の増減により、数量が増減することがある。

イ. 作成前に校正の確認を行い、海南市の要望による修正を実施するが、内容の打ち合わせについては、2回以上行うこと。

(2) がん検診受診勧奨資材発送業務

ア. 送付先の郵便番号、宛先、宛名は海南市が提供する情報をもとに受託者が印刷する。（宛名情報の確認作業も含む）

イ. 通知の送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報について適切な処置がなされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。

ウ. 送付にかかる経費についても、本委託の契約金額に含むものとする。

5. 成果品

(1) 本業務で作成したデータ（CD-ROM）

- ア. 受診勧奨資材送付者名簿
 - イ. その他市が必要とする資料
- (2) 本業務で作成した資料
- ア. 受診勧奨資材等作成した資料一式
 - イ. その他市が必要とする資料

6. 業務の打ち合わせ

- (1) 受託者は、各業務の着手前に委託者と打ち合わせを実施すること。
- (2) その打ち合わせに関する議事録については、受託者が作成すること。

7. 支払い

支払いは、業務完了届の確認後、支払額を確定させた後、一括払いとする。
なお、単価による契約のため、支払額は対象者数により変動する。

8. 情報セキュリティー対策

- (1) 業務に必要なデータファイルの受け渡しは、一般貨物と区別して扱うことや受取人を個人指定することが可能である等、十分にセキュリティーの確保された運搬方法とし、海南市と協議の上決定する。
- (2) 提供したデータは、業務の履行上不要となった時点で遅滞なく返却もしくは消去すること。なお、消去する場合は消去した日時や内容が分かる書類（消去証明書等）を海南市に提出すること。

9. その他

(1) 業務の実施体制の構築

受託者は、業務が円滑かつ確実に遂行できる体制を構築し、業務責任者及び技術担当者を選任すること。業務責任者は、業務遂行にあたり、各業務担当者間の連携を図り、業務に関する指揮監督を行う。また、海南市が要請する連絡や協議等には、迅速に対処すること。技術担当者は、データ分析やセグメント分け等に必要な情報処理の技術を有し、情報の保護及び管理の責任を負うこととする。

- (2) データファイルの受け渡し及び加工等の業務に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については、全て受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと海南市が認め、あらかじめ海南市の承諾を得た場合はその限りではない。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、海南市・受託者が協議して決定する。